

「労働者教育の組織化の原則について」『教育』国士社 1973年10月 pp.77-82

労働者教育の組織化の原則について

山崎 昌甫

□「日本の教育をどう改めるべきか／Ⅲ 地域と職場の学習・文化活動をどうすすめるか」を検討する

この小文では第三次報告（以下「報告」と略記する）の「Ⅲ 地域と職場の学習・文化活動をどうすすめるか」について、「日本と職場の学習・文化活動をどうすすめるか」について、「日本の教育をどう改めるべきか」という教育制度検討委員会の活動の基本的なテーマに再度たちもどつて検討を試みることにした。

二

つまり「報告」の「基本原则」にたち、そして「改革への提言」にそつてことを進めていけば、日本の教育の改革は可能なのか、という筋道で考えていくたい。そして、検討の対象を、基本原则の(2)「すべての労働者の権利としての自己教育運動の組織化」の原則が書かれてあるのだ、という期待をこめい。

て読み進んでいく。ところで、「報告」のこの部分を読みおわって「一九六七年一月に総評が教育集会で、「労働者教育の改善についての提案」をおこなったことを思いました。この提案の「はじめに」で、「今年の総評定期大会において、労働者教育の向上、充溢が労働組合運動にとってきわめて重要な意味をもつことが確認され、運動方針のなかにもりこまれた。総評がかかる問題とりあげ、組織的に積極的にこれにとりくむことを決定したのは、これまで多くの場所で、また多くの議会に労働者教育の重視がいわれていたにもかかわらず、かつてないことがあった。この事実だけをとりあげてみても、いまや労働者教育問題が、労働運動をすすめていく上で重要なものとなってきたことを示している。」と評論し、ついで「一、現在の労働者教育の問題点——克服されるべき欠陥——」を六点指摘している。それは、「労働者教育について、さまざまな考え方や、それぞれの条件に見合った独自的・創意性にみちたものがあることは当然だし、それはそれで一向に問題にならぬことである。しかし全体としてなにを基礎にし、どのようにすればよいか、なにが労働者教育の原則であるかについて検討する『共通』の場をつくりあげ、すべての人の努力によって理論上、実践上の一致点の整理をおこなうことはきわめて大切なことである。」という認識にたどり出している。この「報告」で「労働者の自己教育運動の組織化」の原則を提起するに当たって、それをどのように総括し、発展させているかに関心をむけるのは当然だろう。

欠陥を克服するための原則を五点あげている。つまり第一に、労働組合のおこなう労働者教育は、労働者の日常的な生産点および生活のなかでの問題やたたかいにもとづいておこない、このよう各單産・単組の教育・學習の経験をふまえて労働者教育の構造的・体系システムと理念を確立する。第二に、そのためには経験の交流、理論化のための恒常的組織をつくり、とくに未組織労働者の組織化という観点からも、地区労を中心とした地域での學習・教育活動を重視していく。第三に、何が現在の労働者の問題であり、資本の攻撃は何を目的に、どこに重点をおいて、どんな手口でおこなわれるのかを明らかにしつつ、さらに公教育の内容を検討し、これらの関連で労働者教育の重点を明らかにしていく。第四に、専門家との協力体制をつくりあげ、労働者の内部から労働者教育のための教師を大量につくりあげていく努力をすすめる。第五に、労働者教育を即効的、短期的、間接的、戦術的な教育ことである」という規定を労働者教育活動の具体的展開に即して提示したものであるとみていいだろう。ところで六〇年といえば、「報告」が正當に位置づけているように総評・中立労連主催の職業技術教育研究集会が六〇年から六二年まで三回開催された

六つの問題点・欠陥というのは、つきのようになり要約できる。第一は、各單産・単組での組合員教育が創意性・独創性をもつておこなわれているが、それぞれが相互の連携や協力をもたないため、「群雄割拠」の状態にあるし、組合員教育が教育そのものの機能以上の役割をもつた組織上の問題の手段にされていること。第二は、このように実態の交流がないために、それが「経営主義」の弊にさしかかり、「セクト主義」の危険性さらばらんでいること。第三に、組合機関内部における教育、宣伝部の比重が極めて大きいが、それの整備のために異常に努力を払っているのに、教育活動がおざなりになり、総合的・計画的な労働者教育がおこすめられていないこと。第四は、資本の側が教育技術の研究や開発に精力的にとりくみ、それの整備のために異常に努力を払っているのに、労働組合の最大の武器である労働者教育がおこすめられていないこと。第五に、教育や宣伝が、労働者・組合員と密着しきれていない。第六に、教育や宣伝が、労働者・組合員と密着する一方、学校、社会、家庭の全城での思想・教育上の統制と支配の力を強め、職場における資本の直接的な思想・文化攻撃と相互に補完しあいながら全面的に進めている。それにもかかわらず労働組合はその実態を明らかにすることができず、それに関する情報・資料の蒐集・整理・分析・交換をおこなうセンターももつてないことがある、と指摘している。そしてこれらの問題点、

時期であった。しかし職業技術教育については、この「提案」では、「二、労働者教育の内容と重点——検討されるべき具体的問題——」の(4)で、「現状からみて、文化問題、思想、哲学などの一般教育を重視し、さらに職業技術教育をつよめること。とくに科学・技術についての現段階の分析を行ない、それについての労働者階級としての政策を明示すること」と抽象的によく簡単に述べているに過ぎない。六二年にはI-L-Oが「職業訓練に関する勧告」をおこない、さらに六八年にはトリノで職業訓練についての世界労組会議が開催され、「職業訓練憲章」が採択されるという状況があつたにもかかわらず。もっとも総評は、この会議にオブザーバーとして出席したが、採択を保留している。

ここでの関心は、前に述べたように、「報告」が「提案」をどのように総括し、発展させているか、ということである。「報告」は労働者の自己教育運動組織化の方向を、「当面まず私たちの自己教育運動とは別物であるかのようとにらえられがちであった職業訓練・職業教育の公共化と有給教育休暇制度の民主的な実現をはかつてゆきたい」としている。つまり「これまで労働者の自己教育運動とは別物であるかのようとにらえられがちであつた職業訓練・職業技術教育の問題をも労働者の権利として積極的に位置づけ要求していく動きが芽生えつつある」ことを高く評価して、「高等教育年齢段階にある青年すべてに対しても、権利としての職業訓練・職業技術教育を公的に保障していくべきである」とし、その不可欠の条件として有給教育休暇制度の民主的実現という原則的問題を提起するというのがこの「報告」の基調を

なしているといつていいだろ。たしかに職業訓練、職業的向上の権利、教育の権利は、する。いるように、「職業訓練、職業的向上の権利、教育の権利は、すべての労働者、労働組合組織にとって、なかなか最も重要な要求であり、あらゆる生活・労働条件の最も効果的防衛、とくに労働時間の短縮、一般的賃上げ、余暇の拡大などを結びついて、総評がこの憲章の採択にあたって態度を保留した理由について、総評常任幹事である田中幸男氏は、七一年の総評・中立労連主催の職業訓練国際シンポジウムの基調報告でつぎのようにいってい る。「第一」に、職業訓練問題を發展途上国における教育問題は性格の異なる問題であるにもかかわらず、この憲章では両者が区別されず、いっしょくに提起されていること、第二に、「この憲章では資本主義的「合理化」に対しても批判的な態度をとっていないこと、第三に、「収入は労働者の現実の資格に見合うべきものでなければならない」とする憲章の立場は、職務給の導入に反対しているわが国の労働組合運動にとって有益でない」ことが主要な理由だとしている。つまりこの憲章が職業訓練の公的保障と民主的運営の原則をうたっているばかりでなく、その原則の実現が運動方針に直接結びついてくる性質のものであることを意味してい

「報告」は原則の「スポーツ要求の実現」で、「今日の国民の学習には、三つの大きなすじ道がみられる。第一は主権者としての自己形成をめざす政

については有給教育休暇制度の実現と関連して運動の組織化の原則が提起されており、「改革への提言」でもかなり具体的に運動の方向が明示されている。今まで総評が十分にとりくみえず、したがって運動論としても煮つまつたものをもっていなかつただけに、この問題に関する限り、この第三次報告は両期的ともいえるだろう。だが逆に、「提案」が職業技術教育の問題に十分ふれえず、まして六一年の第二回職業技術教育研究集会アッピールにしたがって運動がほとんど展開されえなかつた原因をつきつめてみると、それは「教育への権利意識が今日なお一般に微弱だ」という評価だけ片づけられない問題があるのでないだらうか。

二

「報告」の原則の部分で、「日本の労働組合・労働者階級の自己教育運動が、今後さらに発展し、その藝術・文化・スポーツ要求をふくめた統一的な労働者の教育・文化綱領をもつようになることを期待し、「切望」している。総評は六〇年の「総評教育綱領（草案）」を含めていくつかの教育・文化にかかる綱領を出してゐるし、國民文化会議の設置、運営や、「民主教育をすすめる国民連合」にも少なくない力を注いでいる。にもかかわらずそれは大部分の労働組合・労働者階級の支持をうけ、國民の同意をうるにいたっていない。「提案」は、労働運動が直面するこの問題を現状の労働者教育なし労働者教育運動の欠陥、問題点として指摘している、といつていいだろう。「報告」は労働者の自己教育運動

運動の多面的・積極的な動向を四点にわたって評価している。つまり、第一に、労働者教育運動の諸団体・諸組織が労働者教育の多面的な活動を組織していること。第二に、労働組合による各種の自主的な研究活動・討論集会運動が広範に展開されるようになつたこと。第三に、労働組合によつて職業技術教育の民主化とそれへの積極的なとりくみが進められていること。第四に、労働者による自己教育要求の総合的な計画化が、とくに總評會下の各単産によって積極的に検討され具体化されはじめていることを。しかし、何回もくりかえすことになるが、果たして六七年の「提案」が指摘する欠陥・問題点が克服されえないにしても、自覚的に点検され、改善されているのか、という検討がなされたうえでの評価なのであらうか。七一年東大の宮原研究室は、「共同研究・労働組合教育活動の現段階」でも、この「提案」の指摘を一つの手がかりにして調査研究を進め、その追求の主題を藤岡貞彦氏は「新しい段階の現代『合理化』に対応・対処するためには登場した現段階の労働組合教育活動は、このような任務を自覚しているのだろうか。労働者教育の基本理念たるべき大衆性と科学性の統一はどこまですんだのだろうか。ふかく労働者の現実に教育・學習が根ざすための唯一の保証たるべき組合民主主義の現実のあり方はどうだろうか。労働者階級の要求と闇いが學習を必然にし學習が教授を求める、という教育のメカニズムの自覚化はどこまでですんだのだろうか」、の四点にまとめてある。このような視点からの自己教育運動の分析があつたのだろうか。さらに森桂和弘氏

治学習であり、第二は労働者の権利としての自己教育運動と職業訓練・職業技術教育の確立をめざす労働学習である。そして第三は、地域住民の生活・文化・スポーツ要求に根ざす生活学習である」としている。この原則は、労働者教育という観点からみる二段階に分れる。一つは、労働者教育としても広く国民教育の一部、重要な、指導的な構成部分とみることができる。したがって、原則でいっているように学習の領域として政治学習、労働学習、生活学習の三つのナビ道がある、という見方である。もう一つは、労働学習について考えるばあい、長い独自の伝統と、それゆえ豊かな蓄積がある自己教育運動がつくり出してきた学習領域と職業訓練・職業技術教育の二つが考えられる。労働者の自己教育運動の歴史には、イギリスにみられるように、職業技術教育はもちろん、政治学習も生活学習もとうぜん含まれている。しかし「日本の労働組合・労働者階級には、職業訓練・職業技術教育を公教育の一環としておさえ、さらに国民教育制度全般の民主化とその発展をはかつていこうとする教育への権利意識が今日なお微弱」なのでとくにこの「報告」では自己教育運動の成果としての学習内容と職業訓練・職業技術教育の二つのナビ道を明らかにした、という見方である。しかしこの後者の見方は、前者が学習内容の方向をとらえる見解であるのにたいして、運動の方向を示す見方ともとれるのである。(2)の「自己教育運動の組織化」の原則は、そういう意味で運動論的原則が展開されているとも理解できる。たしかに先に述べたように職業訓練・職業技術教育の問題に

は「労働組合による労働者教育」(『労働組合運動の理論』⑥)

で、労働組合による労働者教育の特徴を三点あげている。第一は、労働者階級の経済的・日常的諸闘争に不可分に結合した、また結合することによってできさせられた具体性、第二は、目的意識的に階級的結集を一貫すること、第三に、大量の初步的な階級教育であること、の三点である。このような観点からみたとき、現段階の労働者の自己教育運動の統一と発展のネックはどこにあると

見るのだろうか。

職業訓練 職業技術教育の公共化と、それを保障する一つの手がかりである有給教育休暇制度の民主的実現の運動を積極的に推進するはあいに、教育制度検討委員会こそが、これと不可分の関係にあって難問をかかえている労働者の自己教育運動に、まさに「教育学」的な側面から寄与できたのではないか、と思うのは思い過いしであろうか。

(和光学園大学、教育学)

□「日本の教育をどう改めるべきか／III 地域と職場の学習・文化活動をどうすすめるか」を検討する